



2026年9月12日 第32号

発行／特定非営利活動法人大阪障害者センター

大阪市住吉区苅田 5-1-22

Tel 06-6697-9005 Fax 06-6697-9059

年間購読料 5000 円（個人） 21000 円（団体：団体内配布自由）

東京高裁 9/7 天海訴訟*口頭弁論 次回判決公判 12月11日 14時開廷

9月7日に行われた天海訴訟口頭弁論について、大阪から車椅子で参加した障連協代表幹事の高橋弘生さんに、当日の様子をレポートしていただきました。

9月7日雨の中、天海訴訟高裁差戻し審の口頭弁論が行われ、86の傍聴席に約120名が参加し入場者を選定する抽選が行われました。うち車イス6台の席は、大雨で参加が減ることが予想されましたが、全国肢障協の役員が大阪、京都、滋賀の仲間がかけつけてくれたため用意された車イス傍聴席を埋めることができましたし、101号法廷も満席となり、裁判官にも無言のプレッシャーをかけることができました。原告天海さんもいつになく緊張感をまといながら、みごとに最終弁論（以下当日原稿）を行い、続いて、弁護団の坂本弁護士も被告の千葉市が行った障害福祉の全面打ち切りは、行政の裁量権を逸脱しており、不当で「あまりに過酷な決定」だと批判し、処分は合理性と妥当性に欠けると訴えました。

被告の千葉市からは反論書が提出されたものの弁論は行わず口頭弁論は終了し、裁判長からこれで裁判は結審とし、判決日は12月11日（金）14時とすることが告げられました。いよいよ10年以上の裁判の最終判断が下されます。

裁判後の報告集会では、各団体から裁判を勝ち切る決意表明がされるとともに天海訴訟の公平な判決を求める東京高裁署名は、現在2万1434筆を提出したことが報告され、あわせて、この署名を最終11月11日（判決の1カ月前）に提出するので、最後まで一筆でも多くの署名を集めようと行動提起がされました。

天海訴訟の勝利で介護保険優先問題の解決に向け、前進を勝ち取るのか、後退をよぎなくされるのか、大きな正念場です。最後まで、『千葉市の「障害給付打ち切り」を行政の通念にしてはならない』を訴え続け、天海訴訟の勝訴を掴みとる運動に奮闘しましょう！！

以上、裁判傍聴・行動報告とします。

（文責：高橋弘生）

天海さんの意見陳述

いよいよ、生きるためのすべての介護を奪った千葉市の処分決定が、憲法25条の生存権や個人の自己決定尊重権等の基本的人権を奪っているという判決が下されると期待しています。

私は、平成26年7月13日に65歳になりました。

千葉市から「介護保険を申請するように」と2度ほど言われましたが「介護保険」は申請せず、社会参加の機会の確保を目的とする「障害者福祉」の更新を申請しました。ところが千葉市は障害者福祉の申請更新を却下し、平成26年8月1日からそれまで受けていた月70時間の居宅介護サービスをすべて打ち切りました。

日常生活に介護が不可欠な重度の障害者が、全ての

介護サービスを打ち切られ、まるで砂漠の真ただ中に放り出されてしまったような仕打ちを受け、さらに生活を維持するため全額自己負担で介護を受けると月14万の利用料がかかってしまいました。

地方自治体の職員はその住民の安全な生活の維持と、福祉の向上に努めることにあると思いますが、千葉市は障害者の生活を顧みず「行政の手续に協力しない障害者はこのような仕打ちは当然であり、千葉市から出ていけ」と言わんばかりの態度でした。

障害者権利条約や障害者総合支援法の規定にあるように、障害者がどこに住み、どんな生活を送るかは



障害者自身が決定することです。私が問うているのは、介護保険への申請をしないことを理由に、障害者の日常生活に必要な福祉サービスをすべて打ち切ってよいのか。自治体が障害者の生存権を保障する義務を放棄してよいのかということです。

障害者が自立した社会参加を望むのであれば、65歳になったからといって、障害者福祉給付を打ち切ることとは許されないことだと思います。

先の東京高裁では、障害者権利条約や障害者総合支援法の理念に沿った判決でした。

また介護保険に移行すると、1割の利用料負担がかかってしまいます。

平成 17 年に障害者自立支援法が成立したとき、障害者福祉にも介護保険と同様に利用料負担が生じました。しかし全国の障害者や家族等が「なぜ食事や買

い物・着替えなどに金がかかるの」「障害が重いほど利用料がかかる応益負担に反対」と運動が広がり、全国から障害者自立支援法違憲訴訟が起こされる中で、非課税世帯の障害者福祉の利用料は無料となり、現在の障害者総合支援法に改正されました。

しかし 65 歳で介護保険に移行することで利用料負担が復活してしまいます。働く機会がきわめて少ない障害者にとって、高齢になっての新たな負担は毎日の生活を脅かします。

介護保険から移行した障害者の自己負担をなくするため、2018 年度から厚生労働省は新制度を創設し、介護保険ではなく障害者福祉の枠から予算化し負担をゼロにしました。

障害者が必要な介護を受け、いきいきとくらしていけるように東京高等裁判所の公正な判断をお願いいたします。



天海（あまがい）訴訟とは＊／訴訟提起の意義と争点

天海訴訟は、千葉市在住の重度脳性麻痺者天海正克さんが65歳を迎えても、障害福祉サービスの継続を希望して、介護保険の認定申請を行わなかったことを理由に、それまで受けてきた全ての障害福祉施策を一時的に打ち切られたことを不当として、千葉市を相手どってたたかわれている裁判です。裁判の経緯は、署名用紙に書かれている通りですのでそちらをご覧ください。

ここでは、千葉市が行った行政処分には、以下の大きな問題があることを述べ、皆様のご協力をよびかけさせていただきます。

1. そもそも介護保険制度は、利用を申請するかしないかについては、本人の任意に委ねられており、本人が介護保険の利用を必要と考えた時に申請すればよい制度であること。
2. 障害福祉施策として提供されるサービスと、介護保険で提供されるサービスには大きな違いがあり、65歳になるまで慣れ親しんだ障害福祉サービスを65歳以降も継続してほしいと考えることは、多くの障害当事者にとって当然の思いであること。
3. 上記の事情をふまえて大多数の自治体では、当事者自らが自分の意思で介護保険の申請を行うよう、介護保険への移行を希望しない65歳を超えた障害当事者との間で話し合いを継続しており、国もそうした対応を行うよう呼び掛けていること。
4. ところが千葉市は、介護保険の申請を拒否する天海さんへの「懲罰」ともとれる、障害福祉サービスの支給打ち切りを一時的に行なったこと。
5. このような千葉市の行為を「合法」と裁判所が判断するならば、全国各地で行政と障害当事者が信頼関係を結びながら検討している、各自の希望にかなったサービス提供への模索の努力が台無しとなってしまうかねないこと。

天海訴訟は、自治体が担うべき住民一人ひとりの願いに寄りそう行政を実現する上で、全国の自治体に大切なメッセージを発信している訴訟です。ぜひ皆様のご支援をお願いいたします。

（文責：塩見洋介）